

障がいをお持ちの方へ手当を支給します

障害児福祉手当 月額 14,280円

20歳未満で重度の障がいがあり、常時介護を必要とする方
(施設入所者を除く)

特別障害者手当 月額 26,260円

20歳以上で著しく重度の障がいがあり、常時特別な介護を必要とする方
(施設入所者や病院等に継続して3ヵ月を超えて入院している方を除く)

特別児童扶養手当 月額 1級 50,400円 2級 33,570円

20歳未満の障がい児の父母等が、当該児童を監護・養育する場合
(施設入所者を除く)

■所得制限について

本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得が制限額以上あるときは、その年の8月分から翌年7月分までの手当が支給停止となります。

■所得状況届の提出について

手当を受給中の方は、毎年8月に「所得状況届」を提出してください。
(用紙は8月上旬にお届けします)

【お問い合わせ先】

奥出雲町福祉事務所 福祉グループ
有線：31-5373 31-5374 電話：54-2541

ひとり親家庭を支援します ～ひとり親家庭の生活の安定と 児童のすこやかな成長を支援する～ 児童扶養手当制度

◆手当を受けることができる人（支給要件）

次の要件に該当する児童を養育している母、父または父母に代わって養育している人です。

- 【年齢】満18歳に達した年度の3月31日まで
- 【状況】つぎの①～⑧のいずれかに該当していること
 - ①父母が離婚している
 - ②父または母が死亡している
 - ③父または母が重度の障害にある
 - ④父または母の生死が不明である
 - ⑤父または母が子育てを放棄している
 - ⑥婚姻によらないで生まれた
 - ⑦父または母が1年以上拘禁されている
 - ⑧妊娠時に状況等が不明で父母が明らかでない

◆手当額（月額）について

- ・全部支給：41,430円
- ・一部支給：41,420円～9,780円

※上記は、対象児童が1人の場合です。
第2子については、月額5,000円
第3子以降については、1人月額3,000円
ずつ加算されます。

◆所得制限について

前年の所得が一定額以上あるときは、その年度（8月から翌年の7月まで）に手当の一部または全部が支給停止となります。

◆現況届の提出について

支給認定を受けている方は、毎年8月に「現況届」を提出してください。

■お問い合わせ先 奥出雲町福祉事務所 福祉グループ
有線：31-5374 31-5375 電話：54-2541

国保コーナー 平成25年度国民健康保険税 税率は前年度から据え置きに

○税率（額）は据え置き

25年度の国民健康保険の税率（額）が次のとおり決定しました。

本年度の保険税は前年度と同額に据え置きました。これは、①前年度の総医療費は上昇しているものの予測よりは低くなったこと、②据え置いてもそれを補うだけの基金保有額（貯金）があること、③近年税率のアップ改定が続いており、税の負担感が大きくなっていること、等を勘案して決定したものです。

		※1 所得割	※2 均等割	※3 平等割
医療給付費分	税率(額)	7.30%	23,400円	18,800円
	前年度比較	(同率)	(同額)	(同額)
後期高齢者支援金分	税率(額)	2.80%	9,000円	7,200円
	前年度比較	(同率)	(同額)	(同額)
介護納付金分	税率(額)	1.95%	8,500円	4,600円
	前年度比較	(同率)	(同額)	(同額)

※1【所得割】世帯の前年所得に応じた計算
※2【均等割】世帯の加入者数に応じた計算
※3【平等割】一世帯あたりにいくらと計算

○保険税の本算定について

これまでの4月から6月までの間は前年度の賦課状況を基に仮に賦課額を算出した「仮算 定期間」でした。今回、本年度の税率が決まり、また申告により確定した所得情報を基に、改めて各世帯の年税額の算定を行います。これを「本算定」といいます。7月以降はその確定額から仮算定期間分の税額を差し引き、残りの月数（9ヶ月）で割った額を月々納付して頂くことになります。

なお、最高限度額は「医療分」51万円、「支援金分」14万円、「介護分」12万円で、昨年と同額に据え置かれています。

○税額の軽減制度等

①低所得者に対する軽減

世帯の前年総所得が下表に該当する場合、均等割と平等割をそれぞれの軽減割合に応じて減額します。

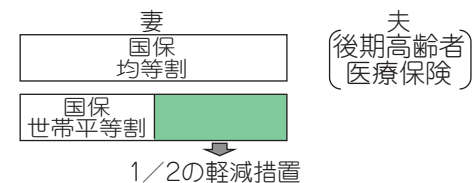
軽減割合	前年の世帯の総所得額
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円+24万5千円×〔世帯主を除く被保険者数〕以下
2割軽減	33万円+35万円×〔世帯主を除く被保険者数〕以下

②特定継続世帯に係る軽減措置の延長【新制度】

例えば、お二人とも国民健康保険の被保険者の夫婦二人世帯で、夫が75歳になり国保から後期高齢者医療制度に移行され、妻だけが国保に残られた世帯を「特定世帯」と呼びます。この特定世帯については、これまでも最初の5年間について世帯別平等割の1/2の額を減額していましたが、今年度から、その後の3年間も1/4減額する措置を新たに講じます。

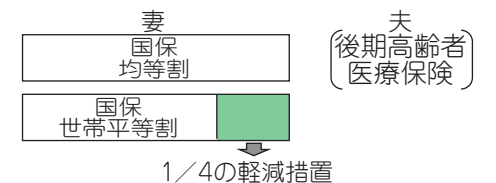
【現行制度】

- 夫が後期高齢に移行後、最初の5年間



【改正後（特例延長）】

- 5年間の1/2軽減(左図)終了後、更に3年間



③非自発的失業者に対する軽減

解雇や雇い止めなど、自己都合でない理由で退職した場合には、2年間に限り前年度所得を100分の30に軽減して税額を算出する制度があります。（申告が必要です）

○医療費の抑制に努めましょう

国民健康保険の医療費は、国保税と公費（国県の支出金）等で賄われますが、この医療費の額が年々増加しています。医療費が上昇し続ければ国保の財政が圧迫され、税もそれに応じて引き上げていかなければなりません。定期的に健診を受けるなど、被保険者ひとり一人が病気の早期発見早期治療に心掛け、医療費の抑制に努めましょう。また、ジェネリック医薬品を積極的に処方してもらいましょう。

■お問い合わせ先／資格関係…健康福祉課 有線31-5121 電話54-2511
・税額関係…税務課 有線20-4255 電話52-2671